

令和4年度（2022年度）行政評価シート【個表】

令和 4 年 7 月 29 日

評価対象事業		評価者	都市景観課長	関沢 勝也
都景-05	都市景観形成事業	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務	主管課	都市景観課
		<input type="checkbox"/> 法定受託事務	関連課	
総合計画上の位置付け	分野	都市景観	施策の方針	良好な都市景観の形成

1 事業の目的

対象	市民等
意図	景観法の活用により、開発行為や建築行為等に対する景観誘導、市民・事業者への普及・啓発・支援、行政の先導的な都市景観形成事業の推進を図るため。
効果	古都としての風格を基調とし、地域の特性を生かした都市景観を守り、つくり、育てることにより、潤いと安らぎのある快適なまちづくりを図る。

2 令和3年度(2021年度)に実施した事業の概要

- ・古都としての風格ある都市景観形成を推進するための調査や助成などを行った。
- ・景観計画、景観地区等による良好な景観の形成を推進した。
- ・屋外広告物の規制についての普及啓発を行うとともに、鎌倉市屋外広告物条例の制定を含めた適正な規制・誘導策の検討を行った。
- ・景観上重要な建築物等の保存活用を図った。

3 事業を構成する事務事業(最小事業)実績

枝番号	事務事業	実施した主な事業 (主な経費等)	指標(単位)	令和3年度		令和4年度	達成度
				指標(実績値/目標値) 事業費(決算/当初)(千円)	指標(目標値) 予算額(千円)	指標(目標値) 予算額(千円)	
01	景観形成事業	委員報酬、謝礼、会議録作成	屋外広告物条例の認知度:市民アンケート調査(%)	49 / 50 1,745 / 2,027	55 2,610	98.0%	
02	景観重要建築物等保存活用事業	助成金	年度別景観重要建築物等指定件数(件)	1 / 1 3,405 / 3,501	1 3,761	100.0%	
03	旧村上邸管理運営事業	各所修繕、庭園等管理	—	/	1,180	1,195	
04	寄附等積立事業	旧村上邸貸家料、寄附等積立金、利子積立金	—	/	24,685	19,220	
05				/			
06				/			
07				/			
08				/			
09				/			
10				/			
		財源内訳	国県支出金	/			
			地方債	/			
			その他特定財源	18,645 / 28,181	23,726		
			一般財源	3,212 / 3,212	3,060		
			事業費の合計(千円)	21,857 / 31,393	26,786		
			人件費(千円)	43,787	34,350		

4 この事業に関わる職員数(毎年度4月1日時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規職員等	5.0	5.6	4.3			
会計年度任用職員	0.0	1.0	1.0			

5 評価結果

(1) 最小事業評価

枝番号	事務事業	指標分析の推移、目標未達の理由	上位施策にどう寄与したか、構成する事業としての妥当性	事業実施上の課題、改善点
01	景観形成事業	概ね目標どおり達成されている。	景観法等の規定に基づく適正な規制・誘導により、第4期基本計画「良好な都市景観の形成」に寄与した。	
02	景観重要建築物等保存活用事業	目標どおり達成されている。	景観重要建築物等の保存により、第4期基本計画「良好な都市景観の形成」に寄与した。	所有者の高齢化・相続等に起因する景観重要建築物の売却・解体による都市景観の消失。
03	旧村上邸管理運営事業	—	同上	建物の老朽化。
04	寄附等積立事業	—	同上	
05	0			
06	0			
07	0			
08	0			
09	0			
10	0			

(2) 視点別評価

効率性	事業費の削減余地はないか	1 事業費の削減余地はない
	事業の外部化(民営化・業務委託等)はできないか	1 実施済み
	関連・類似する事業の統合はできないか	3 統合できる事業はない
妥当性	各事業の実施に対する市民ニーズはあるか	1 市民ニーズは変わらずにある
	民間によるサービスで代替できる事業はないか	1 民間によるサービスで代替できる事業がある
有効性	事業の上位施策に向けた貢献度はどうか	1 目的達成のために適切な手段(最小事業)である
公平性	受益者負担は公正・公平か	△.負担未導入
協働	市民等と協働して事業を展開しているか	○.協働実施済
		△-3 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることができない ○-1 市民等と協働して事業を実施しているが、協働のあり方等の見直しが必要な事業がある 協働実施済の場合のパートナー 違反屋外広告物除却協力員

(3) 総合評価 ※最小事業評価を踏まえて、今年度以降の取組方針等を記載する

【今後の方針】	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 改善・変更	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 休止・廃止
鎌倉市屋外広告物条例の運用により、適正かつきめ細やかな屋外広告物の規制・誘導に努め、鎌倉らしい都市景観を創出する。					

【参考】

◎事業実施に係る主な指標

指標(単位)	屋外広告物条例の認知度(市民アンケート)						単位	%
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
屋外広告物の適正な規制・誘導は、良好な都市景観形成の推進に資するため。	目標値	50	50	55	55	60	60	
	実績値	-	49					
	達成率	-	98.0%					

指標(単位)	年度別景観重要建築物等指定件数						単位	件
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
鎌倉らしい古都としての風格ある都市景観の創出に資するため。	目標値	1	1	1	1	1	1	
	実績値	1	1					
	達成率	100.0%	100.0%					

◎他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	景観地区の指定面積・地区数						
団体名	鎌倉市						
他市実績	232.0ha	63.1ha					
	2地区	2地区					

当該事業実施に伴う他市比較に関する考え方	景観地区とは、建築物の形態意匠の制限のほか、建築物の高さの最高限度、敷地面積の最低限度等について都市計画決定するものであり、全国で22市区町39地区が指定されている(鎌倉市では敷地面積の最低限度は定めていない)。関東では、鎌倉市2地区のほか、藤沢市2地区及び東京都江戸川区3地区の計7地区が指定されている。
----------------------	---